

平成27年3月（第4回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成27年3月19日（木）17:00～19:27
宇部市港町庁舎 2階会議室

2. 出席委員の氏名

水田 和江 委員長
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
田村賢二郎 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、森島教育次長、金重総務課長、野村学校教育課長、村上図書館長、上田副館長、小林総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成27年3月19日の第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、5人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴はございませんでした。

委員長： 次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています1月20日の第1回の会議録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、第1回の会議録については承認とさせていただきます。

続いて、2月17日の第2回の会議録の報告についてですが、机上に配布していますので、次回までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第3号宇部市教育委員会会議規則の一部改正の件」、「議案第4号宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正の件」、「議案第5号宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則の一部改正の件」、「議案第6号宇部市教育長に対する事務委任規則の一部改正の件」、「議案第7号宇部市教育委員会公印規則の一部改正の件」、「議案第8号宇部市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の廃止の件」、「議案第9号宇部市教育委員会傍聴人規程の一部改正の件」、「議案第10号宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」、「議案第11号宇部市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の全部改正の件」、「議案第12号宇部市立小中学校事

務専決規程の制定の件」、「議案第13号 宇部市立学校職員服務規程の一部改正の件」、「第二次宇部市子どもの読書活動推進計画（案）」について、「平成27年度宇部市学校教育推進のための指針」、「平成26年度特色ある教育に取り組む学校表彰について」の14件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

委員長： それでは、次第に沿って、始めに、「議案第3号から議案第9号まで関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号宇部市教育委員会会議規則の一部改正の件」から「議案第9号宇部市教育委員会傍聴人規程の一部改正の件」について説明します。

（資料1～7に基づき、説明を行う。）

委員長： この件について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員長： 「議案第4号宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正」の中で、総務課の事務分掌に総合教育会議に関する事とありますが、総合教育会議の開催について、教育委員会側から求めることを規定に記載しなくて良いのですか。

事務局： 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、教育委員会から開催を求めることができる旨の規定があります。なお、事務分掌等について定める宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則の中で定める必要はないものと考えています。

委員： 宇部市教育委員会傍聴人規程の傍聴の制限のところでは未成年の制限がなくなっていますが、どのような理由で変更されたのですか。

事務局： 現在の状況では、未成年という理由だけで排除することは不適切であると考えます。

委員： 宇部市教育委員会傍聴人規程の改正後の第4条の第2項にある写真や動画の撮影等の規制はこれまでなかったのですか。

事務局： この規則が制定された昭和31年当時では、そのような機器を持ち込むといった想定がなかったのだと思われま。

委員長： よろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、「議案第3号」から「議案第9号」まで原案のとおり承認します。

委員長： 続いて、「議案第10号」から「議案第13号」まで、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第10号宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」から「議案第13号 宇部市立学校職員服務規程の一部改正の件」について説明します。

（資料9～11に基づき説明を行う。）

委員長： 「宇部市立小中学校管理規則」等で事務長が設置されることになっていますが、具体的にはどのような位置づけになるのですか。事務長は、高校や大学では既に設置されていますが、予算等を扱う中でとても大きな影響力を持つようになります。公立小中学校で、事務長がそのような権限を持ち、教育現場に影

響を与えるようなことは避けなければならないと思います。

委員： 事務長を配置する基準はあるのですか。

事務局： 事務長の配置基準については昨年度県内で3校設置され今年度初めて市内に配置されることとなりますが、基準についてはよくわかりません。事務長の権限は、職員に関する事務手続きが主で、教育現場においては校長が最終的な権限をもっています。事務長を配置する目的は、市内の学校の事務を総括する立場であることを明確にすることでもあります。

委員： 事務長が配置されることで、事務のあいまいさがなくなり、統一的な事務が期待されると思います。

委員長： よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長： それでは、「議案第10号」から「議案第13号」まで原案のとおり承認します。

委員長： 次に、「平成27年度宇部市学校教育推進のための指針」について事務局から説明をお願いします。

事務局： 「平成27年度宇部市学校教育推進のための指針」について説明します。

(資料12に基づき説明を行う。)

委員長： とても見やすくなったと思いますが、危機管理についての記載がなくなっていますね。それと配付先はどのようになりますか。

事務局： 危機管理については、日常的に当然行うことであるのであえて記載していません。配付先についてですが、4月に全教職員に配付します。

委員長： よろしいでしょうか。

続いて、「第二次宇部市子どもの読書活動推進計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「第二次宇部市子どもの読書活動推進計画(案)」について説明します。

昨年2月から長期に渡りご検討いただいていたところですが、一応今回の修正で最終形としたいと思います。

(修正内容について説明を行う。)

委員長： 4月からの実践をお願いします。

事務局： 今後の予定ですが、3月中に議会に配付するとともに報道発表を行います。

その他関係者にもすべて配付する予定です。

委員長： 私立学校にも送付をお願いします。

委員長： 「平成26年度特色ある教育に取り組む学校表彰について」をお願いします。

事務局： 「平成26年度特色ある教育に取り組む学校表彰について」説明します。市内37小中学校に特色ある教育の取組の提出を受け、4月の校長集会で表彰する予定です。事務局で現在5校を候補に挙げています。

(資料に基づき説明を行う。)

委員長： よろしいでしょうか。それではこの5校で決定とします。あと中間報告があれば良いと思います。表彰された学校について、宣伝をしっかりとお願いしたい

と思います。

委員 長： その他の事項「寄附の報告について」お願いします。

事務局： （資料3に基づき、報告を行う。）

委員 長： 続いて「3月議会の報告について」お願いします。

事務局： （資料14に基づき説明を行う。）

委員 長： 質疑があれば次の会議でお願いします。

委員 長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。